

『医療措置協定』締結のお願い

次の感染症危機において、県内の医療崩壊を防ぎ、県民の生命・健康を守っていくためには、貴院の協力が不可欠であり、感染症発生の初期段階から、より迅速に、より効果的に「オール新潟」による対応を行えるよう、別紙「協定の締結依頼について」の趣旨をご理解の上、協定を締結していただきますようお願い申し上げます。

医療措置協定の内容

	入院	発熱外来	自宅療養者等への支援	後方支援	人材派遣	感染防護具の備蓄
流行初期（国発生公表～3か月程度）からの対応	-	○※	-	-	○	○
一定期間経過後（国発生公表3か月～6か月程度）からの対応	-	○※	○	-	○	○

※ 発熱外来には流行初期からの対応と一定期間経過後からの対応があります。

○流行初期から発熱外来を開始（流行初期医療確保措置あり）

- ・国の感染症発生公表後から3か月程度までの間、県知事の要請により協定に基づく措置を実施
- ・1日あたり10人以上の発熱患者を診察できることなど
- ・措置実施中の減収を補う財政支援あり
- ・流行初期後も発熱外来を継続

○一定期間経過後からの開始（流行初期医療確保措置なし）

- ・発生の公表から3か月経過後～6か月までの間、県知事の要請により協定に基づく措置を実施
- ・1日あたりの発熱患者の診察目安なし。自院かかりつけ患者のみ対応でも可
- ・措置実施中の減収への財政支援なし

● 発熱外来の実施

院内の感染対策を行い、発熱患者等の診察・検査を実施

● 自宅療養者等への医療の提供

自宅療養者等に対して、電話・オンライン診療又は往診の実施

● 人材派遣

他の医療機関等への医療従事者派遣（可能な医療機関のみ）

● 個人防護具の備蓄

サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の5物資について2か月以上の備蓄

< 協定締結の手順、問い合わせについては裏面をご覧ください >

協定締結の手順

令和5年12月26日付 感薬第1026号 医療措置協定の締結について（依頼）をお手元に置いて、手順をご覧ください。

STEP1

「別紙2 協定の締結依頼」を一読いただき、その趣旨をご確認ください。

STEP2

「別紙3 協議フォーム回答作成の手引き」と「別添 回答入力メモ」を印刷の上、ご準備いただき、回答を記載してください。

STEP3

回答記載後、手引きのURL又はQRコードから協議フォームにアクセスしてください。

STEP4

「別紙4 協議フォームシステム操作マニュアル」を確認いただき、ステップ3で作成した回答を協議フォームへ転記し、県へ送信してください。

STEP5

整理番号・パスワードが記載された「申込完了通知メール」が届きますので、必ず保管をお願いします。（整理番号・パスワードは、協議内容の修正を行う際や、協定締結完了後に協定書をダウンロードいただく際に使用します。）

STEP6

県担当者が内容を確認次第、問題がなければ「協定締結の確定通知メール」が届きますので、メールに記載されている手順通りに協定書をダウンロードいただき、締結完了となります。

※ 締結後、年に1回、協定の実施状況等の報告をいただきます。

入力締切：令和6年2月末までの入力をお願いします

お問い合わせ先

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

【Mail】 honbu3@pref.niigata.lg.jp